

議 案 名	手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見市健全な財政運営に関する条例第10条及び富士見市第7次行財政改革大綱に基づき、市が徴収する手数料の見直し等を行うため、関係条例の整備に関する条例を制定するもの。
制 定 内 容	【対象条例】 ①富士見市税条例（昭和32年条例第15号） ②富士見市自転車等の放置防止に関する条例（平成4年条例第25号） ③富士見市手数料条例（平成12年条例第3号） ④富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例（平成18年条例第9号） （1）手数料の見直しに伴い、手数料に係る別表等を改正 （2）多機能端末機（コンビニ等）での証明書交付手数料100円減額を規定（本条例第4条において、減額の規定を削除） （3）その他、文言の整理等
施 行 日	令和8年4月1日 ただし、第4条に係る規定は令和9年4月1日

富士見市税条例（昭和 3 2 年条例第 1 5 号）新旧対照表

（第 1 条関係）

新	旧
（固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第 7 3 条の 2 法第 3 8 2 条の 2 に規定する固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第 3 8 2 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。以下この条において同じ。）の手数料は、1 回につき <u>3 0 0 円</u> とする。ただし、法第 4 1 6 条第 3 項又は第 4 1 9 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 2 （略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第 7 3 条の 3 法第 3 8 2 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。）の交付（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書 1 枚ごとに <u>3 0 0 円</u> とする。 2 （略）	（固定資産課税台帳の閲覧の手数料） 第 7 3 条の 2 法第 3 8 2 条の 2 に規定する固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第 3 8 2 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。以下この条において同じ。）の手数料は、1 回につき <u>2 0 0 円</u> とする。ただし、法第 4 1 6 条第 3 項又は第 4 1 9 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 2 （略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） 第 7 3 条の 3 法第 3 8 2 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。）の交付（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書 1 枚ごとに <u>2 0 0 円</u> とする。 2 （略）

富士見市自転車等の放置防止に関する条例（平成４年条例第２５号）新旧対照表

（第２条関係）

新	旧
（費用の徴収） 第１０条　市長は、第７条第１項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等の利用者等から、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。 （１）　自転車　１台につき<u>３，０００円</u> （２）　原動機付自転車　１台につき<u>４，５００円</u> ２　（略）	（費用の徴収） 第１０条　市長は、第７条第１項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等の利用者等から、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。 （１）　自転車　１台につき<u>２，０００円</u> （２）　原動機付自転車　１台につき<u>３，０００円</u> ２　（略）

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

（第3条関係）

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1	納税、公課又は所得に関する証明	1件につき <u>300円</u>	1	納税、公課又は所得に関する証明	1件につき <u>200円</u>
2	法人に関する証明	1件につき <u>300円</u>	2	法人に関する証明	1件につき <u>200円</u>
3	営業に関する証明	1件につき <u>300円</u>	3	営業に関する証明	1件につき <u>200円</u>
4	固定資産又は動産に関する証明	1件につき <u>300円</u>	4	固定資産又は動産に関する証明	1件につき <u>200円</u>
5	納税管理人に関する証明	1件につき <u>300円</u>	5	納税管理人に関する証明	1件につき <u>200円</u>
6	財産管理人、破産管財人に関する証明	1件につき <u>300円</u>	6	財産管理人、破産管財人に関する証明	1件につき <u>200円</u>
7	身分に関する証明	1件につき <u>300円</u>	7	身分に関する証明	1件につき <u>200円</u>
8	印鑑登録に関する証明	1件につき <u>300円</u> （多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）を	8	印鑑登録に関する証明	1件につき <u>200円</u>

		利用することによる交付の場合に あつては200円)			
9	埋火葬に関する証明	1件につき 300円	9	埋火葬に関する証明	1件につき 200円
10	住民票の写しの交付	1件につき 300円 (多機能端末 機を利用することによる交付の場合 にあつては200円)	10	住民票の写しの交付	1件につき 200円
11	住民票の記載事項に関する 証明	1件につき 300円	11	住民票の記載事項に関する 証明	1件につき 200円
12	戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円 (多機能端末 機を利用することによる交付の場合 にあつては200円)	12	戸籍の附票の写しの交付	1件につき 200円
13 (略)			13 (略)		
14	戸籍の謄本若しくは抄本又 は戸籍証明書の交付	1通につき 450円 (多機能端末 機を利用することによる交付の場合 にあつては350円)	14	戸籍の謄本若しくは抄本又 は戸籍証明書の交付	1通につき 450円
15～28 (略)			15～28 (略)		
29	公簿、公文書、図面に関する 証明	1件につき 300円	29	公簿、公文書、図面に関する 証明	1件につき 200円
30～89 (略)			30～89 (略)		
90	市長の指定する公簿、公文 書、図面の謄抄本の交付	1件につき 300円	90	市長の指定する公簿、公文 書、図面の謄抄本の交付	1件につき 200円
(削	(削除)	(削除)	91	市長の指定する公簿、公文	1件につき 200円

除)				書、図面の閲覧	
9 1	その他の証明	1 件につき 3 0 0 円	9 2	その他の証明	1 件につき 2 0 0 円
備考			備考		
1 住民票の世帯全員の写し又は戸籍の附票の写しは、1 世帯又は1 附票をもって1 件とする。			1 住民票の世帯全員の写し又は戸籍の附票の写しは、1 世帯又は1 附票をもって1 件とする。		
2 埼玉県屋外広告物条例の規定に基づく許可の申請に対する審査は、広告塔又は広告板で1 平方メートル未満のものは1 平方メートルとして、はり紙で5 0 枚未満のものは5 0 枚として、はり札で1 0 枚未満のものは1 0 枚として計算する。			2 閲覧（住民基本台帳の閲覧を除く。）は、1 種類1 冊をもって1 件とし、公図は、1 枚をもって1 件とする。		
			3 埼玉県屋外広告物条例の規定に基づく許可の申請に対する審査は、広告塔又は広告板で1 平方メートル未満の単位のものは1 平方メートルとして、はり紙で5 0 枚未満の単位のものは5 0 枚として、はり札で1 0 枚未満の単位のものは1 0 枚として計算する。		

（第 4 条関係）

新			旧		
別表（第 2 条関係） 1～7（略）			別表（第 2 条関係） 1～7（略）		
8	印鑑登録に関する証明	1 件につき 3 0 0 円	8	印鑑登録に関する証明	1 件につき 3 0 0 円（多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）

9（略）

10	住民票の写しの交付	1件につき 300円

11（略）

12	戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円

13（略）

14	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円

15～91（略）

		以下この表において同じ。）を利用することによる交付の場合にあっては200円)

9（略）

10	住民票の写しの交付	1件につき 300円（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては200円)

11（略）

12	戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては200円)

13（略）

14	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては350円)

15～91（略）

富士見市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例（平成１８年条例第９号）新旧対照表

（第５条関係）

新				旧			
別表第１（第１６条関係）				別表第１（第１６条関係）			
<u>動物の</u>	<u>第１５条に規定する届出</u>	<u>小型</u>	<u>１体につき２，２００円</u>	<u>動物の</u>	<u>第１５条に規定する届出</u>	<u>小型</u>	<u>１体につき１，５００円</u>
<u>死体</u>	<u>に係る犬、猫等の死体</u>	<u>大・中型</u>	<u>１体につき３，０００円</u>	<u>死体</u>	<u>に係る犬、猫等の死体</u>	<u>大・中型</u>	<u>１体につき２，０００円</u>